

土木関係工事積算要領 の 改定

適用年月日
(令和7年(2025年)9月1日以降積算基準日適用)

| 区分 | ページ | 現 行 | 改 定 | 備 考 |
|--|--------------|---|--|---|
| 第1部 一般土木編 第1編 一般土木編 1 土木請負 工事工事費 積算要領 (一般土木編) | 要領・土木 -10 | <p>(8) 管繕費の積算</p> <p>1) 管繕費として積算する内容は次項のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 現場事務所、試験室等の管繕(設置・撤去・維持・修繕)に要する費用 ロ 労働者宿舍の管繕(設置・撤去・維持・修繕)に要する費用 ハ 倉庫及び材料保管場の管繕(設置・撤去・維持・修繕)に要する費用 ニ 労働者の輸送に要する費用 ホ 上記イ、ロ、ハに係る土地・建物の借上げに要する費用 ヘ 監督員詰所、火薬庫の管繕(設置・撤去・維持・修繕)に要する費用 ト イ〜ヘに掲げるもののほか工事施工上必要な管繕等に要する費用 <p>2) 積算方法</p> <p>イ 管繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる項目は、上記 1) のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トのうち、以下の項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートダム・フィルダム工事では、監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去・維持・補修に要する費用を含む。 | <p>(8) 管繕費の積算</p> <p>1) 管繕費として積算する内容は次項のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 現場事務所、試験室等の管繕(設置・撤去・維持・修繕)に要する費用 ロ 労働者宿舍の管繕(設置・撤去・維持・修繕)に要する費用 ハ 倉庫及び材料保管場の管繕(設置・撤去・維持・修繕)に要する費用 ニ 労働者の輸送に要する費用 ホ 上記イ、ロ、ハに係る土地・建物の借上げに要する費用 ヘ 監督員詰所、火薬庫の管繕(設置・撤去・維持・修繕)に要する費用 ト イ〜ヘに掲げるもののほか工事施工上必要な管繕等に要する費用 <p>2) 積算方法</p> <p>イ 管繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる項目は、上記 1) のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘのうち、以下の項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートダム・フィルダム工事では、監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去・維持・補修に要する費用を含む。 | 誤字修正 |
| | 要領・土木 -72 | <p>6. 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1 対象となる現場環境改善の内容</p> <p>工事に伴い実施する現場環境改善(仮設備関係、管繕施設、安全施設)及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2 適用の範囲</p> <p>周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、次の工事等で、現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。</p> <p>現場環境改善を適用対象外とすることができる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急を要する工事 (災害復旧工事等) (2) 工期が短い工事 (道路標識設置、道路情報板等で現地での作業が点在する短期間の工事) (3) 現場が移動する工事 (除草等の維持修繕的な工事及び除雪工事等) | <p>6. 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1 対象となる現場環境改善の内容</p> <p>工事に伴い実施する現場環境改善(仮設備関係、管繕施設、安全施設)及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2 適用の範囲</p> <p>周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、次の工事等で、現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。</p> <p>現場環境改善を適用対象外とすることができる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急を要する工事 (2) 工期が短い工事 (道路標識設置、道路情報板等で現地での作業が点在する短期間の工事) (3) 現場が移動する工事 (除草等の維持修繕的な工事及び除雪工事等) <p>また、災害復旧事業では、現場環境改善費の率計上は適用できないが、熱中症対策・防寒対策に関する費用については、積上げ方式により計上することができる。</p> | 災害復旧事業 の扱いを追記 |
| | 要領・土木 -73 | <p>(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用</p> <p>主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額.....の50%を上限とする。</p> | <p>(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用</p> <p>主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額.....(災害復旧事業や現場環境改善費の適用対象外としている工事においては、仮に算出した率計上分(1×P1))の50%を上限とする。</p> | 災害復旧事業 及び現場環境改善の適用対象外 としている工事 の扱いを追記 |

土木関係工事積算要領 の 改定

適用年月日
(令和7年(2025年)7月1日以降積算基準日適用)

| 区分 | ページ | 現 行 | 改 定 | 備 考 |
|---|---|--|--|--|
| <p>第1部 一般土木編</p> <p>第1編 一般土木編 1 土木請負 工事工事費 積算要領 (一般土木編)</p> | <p>要領・土木 -75</p> <p>要領・土木 -82</p> | <p>3 冬期屋外工事の労務歩掛補正</p> <p>冬期屋外工事における作業中の採暖時間、降雪待ち時間の増加及び就業時間の減少による実作業時間の短縮等に対する歩掛を補正する場合は下記による。</p> <p>(1) 冬期屋外工事の歩掛補正は、<u>10月1日以降に入札する工事で、工期が当該年度の3月31日までの期間にあって、かつ、11月1日から、3月31日までの期間が全工期日数の2分の1を超える屋外工事</u>について補正の対象とする。</p> <p>ただし、下記工種等については適用しない。</p> <p>1) 主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内作業と認められる工事 2) 除雪、排雪、コンクリート防寒養生(ただし、コンクリート防寒囲い設置・撤去作業には適用する)、その他屋外作業であっても歩掛が冬期条件下で施工することが前提となっている工事 3) 交通誘導警備員</p> | <p>特記仕様書(C)案1～(熱中症対策・防寒対策に関する費用)</p> <p>現場環境改善について</p> <p>1. 現場環境改善費の熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に監理員と協議を行うこと</p> <p>なお、協議により認められた費用については、率分で計上される類(工事復旧事業や現場環境改善費の適用対象外としている工事においては、原に算出した率計上分(1×E1)の90%を上限として、設計変更として処理するものとする。</p> <p>ただし、「作業員個人の費用」については、熱中症対策に資する現場管理費の補正の加算額に含まれているため、費用計上の対象外とする。</p> <p>(参考)対象として扱えないもの、遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休憩車の配置、等</p> <p>対象として扱えないもの、塩飴、経口補水液等の効果的な飲料水、空調服、熱中症対策ギブス、等</p> <p>3 冬期屋外工事の労務歩掛補正</p> <p>冬期屋外工事における作業中の採暖時間、降雪待ち時間の増加及び就業時間の減少による実作業時間の短縮等に対する歩掛を補正する場合は下記による。</p> <p>(1) 冬期屋外工事の歩掛補正は、<u>工期が10月1日以降に始まり、当該年度の3月31日までにある工事で、かつ、11月1日から、3月31日までの期間が全工期日数の2分の1を超える屋外工事</u>について補正の対象とする。</p> <p>ただし、下記工種等については適用しない。</p> <p>1) 主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内作業と認められる工事 2) 除雪、排雪、コンクリート防寒養生(ただし、コンクリート防寒囲い設置・撤去作業には適用する)、その他屋外作業であっても歩掛が冬期条件下で施工することが前提となっている工事 3) 交通誘導警備員</p> | <p>特記仕様書事例 を追記</p> <p>国の基準に 合わせる</p> |

要する費用

- ・防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用
- (ハ) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用
 - ・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。
- (ニ) ICT建設機械に要する以下の費用
 - ・積算は、「土木工事積算基準107-060技術管理費」による。
 - ・システム初期費
 - (1 工事当り使用機種毎に一式計上を原則とする。施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。)
 - ・3次元起工測量、3次元設計データの作成費用：3次元起工測量、3次元設計データの作成費用が必要な場合、間接費を含む受注者見積り（間接費を含む）を協議のうえ計上する。
- (ホ) その他前記（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

(8) 営繕費の積算

1) 営繕費として積算する内容は次項のとおりとする。

- イ 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- ロ 労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- ハ 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- ニ 労働者の輸送に要する費用
- ホ 上記イ、ロ、ハに係る土地・建物の借上げに要する費用
- へ 監督員詰所、火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- ト イ～へに掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

2) 積算方法

- イ 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる項目は、上記 1) のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへのうち、以下の項目とする。
 - ・コンクリートダム・フィルダム工事では、監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去、維持・補修に要する費用を含む。
- ロ 営繕費として積算する内容で積上げ計上する部分は、次のとおりとする。
 - (イ) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
監督員詰所及び火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して土地の借上げ費用等を含めた必要な経費を積上げるものとする。積算方法は、「土木工事積算基準107-070-01監督員詰所及び火薬庫等の営繕に要する費用」による。
 - (ロ) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用は、6. 土木請負工事における現場環境改善費の積算による。
 - (ハ) その他、現場条件等により積上げを要する費用

3) 除雪工事（業務）で営繕費の補正を行う場合の共通仮設費率の補正

- イ 除雪工事（業務）で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合の共通仮設率の補正について積算基準において、共通仮設費率に含まれる営繕費の項目は、上記のとおりであるが、除雪工事

6. 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1 対象となる現場環境改善の内容

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕施設、安全施設）及び地域連携に関するものを対象とする。

2 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、次の工事等で、現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

現場環境改善を適用対象外とすることができる工事

- (1) 緊急を要する工事
- (2) 工期が短い工事（道路標識設置、道路情報板等で現地での作業が点在する短期間の工事）
- (3) 現場が移動する工事（除草等の維持修繕的な工事及び除雪工事等）

また、災害復旧事業では、現場環境改善費の率計上は適用できないが、熱中症対策・防寒対策に関する費用については、積上げ方式により計上することができる。

3 積算方法等

(1) 積算方法

現場環境改善費の積算は、以下の方法により行う。

ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は、積上げ計上とする。

ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上する。

$$K = i \times P_i + \alpha$$

ただし、

K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満を切捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位を四捨五入して2位止め）

P_i：対象額（単位：円）（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分の額（単位：円、1,000円未満切捨て）

| 対象額：P _i | | 現場環境改善費率：i（%） | |
|--|---------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | | 大都市（2） 市街地 | 左記以外 |
| 直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等 評価額 | 5億円以下 の場合 | $i = 56.6 \cdot P_i \text{ (-0.174)}$ | $i = 39.9 \cdot P_i \text{ (-0.201)}$ |
| | 5億円を 超える場合 | $i = 1.73$ | $i = 0.71$ |

道内において大都市（2）とは札幌市をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。

イ 率に計上されるものは、[別表]の内容(仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携)のうち、5項目を基本とした費用である。

また、選択に当っては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分(α)に計上するものは、(2)の「熱中症対策・防寒対策に関する費用及び巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でない」と判断されるものの費用とする。

なお、積上げ計上分(α)については、必要性を十分検討する。

(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額(災害復旧事業や現場環境改善費の適用対象外としている工事においては、仮に算出した率計上分($i \times P_i$))の50%を上限とする。

(3) 特記仕様書

現場環境改善費を計上する場合は、別紙の(案)を参考にして、特記仕様書を添付する。

(4) 設計変更

現場環境改善費の設計変更における取扱いは、「設計図書等作成要領(請負工事編)4-4積算上の留意点」による。

(5) 確認事項

工事完了時には、請負人に現場環境改善の実施状況がわかる写真を提出させるとともに、実施された現場環境改善の項目などをチェックして、現場環境改善が適切に実施されていることを確認する。

[別 表]

| 計上費目 | 実施する項目(率計上分) |
|-------|--|
| 仮設備関係 | 1. 用水・電力等の供給設備の充実 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減 |
| 営繕関係 | 1. 現場事務所・監督員詰所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室)の快適化 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等 |
| 安全関係 | 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等) |
| 地域連携 | 1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献 |

特記仕様書（B）案 ～ （現場環境改善の実施内容を指定する場合）

現場環境改善について

- 1 現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。
- 2 現場環境改善の実施内容については、次のとおりとする。
 - （1）仮設備関係
〇〇を実施する。
 - （2）営繕関係
〇〇を実施する。
 - （3）安全関係
〇〇を実施する。
 - （4）地域連携
〇〇を実施する。
- 3 現場環境改善の具体的な実施内容・実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。

特記仕様書（C）案 ～ （熱中症対策・防寒対策に関する費用）

現場環境改善について

- 1 現場環境改善費の熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に監督員と協議を行うこと
なお、協議により認められた費用については、率分で計上される額（災害復旧事業や現場環境改善費の適用対象外としている工事においては、仮に算出した率計上分（ $i \times P_i$ ）の50%を上限として、設計変更として処理するものとする。
ただし、「作業員個人の費用」については、熱中症対策に資する現場管理費の補正の加算額に含まれているため、費用計上の対象外とする。
（参考）対象として扱えるもの 遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休憩車の配置 等
対象として扱えないもの 塩飴、経口補水液等の効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キッド 等

令和7年(2025年)10月1日
以降積算基準日適用

3 冬期屋外工事の労務歩掛補正

冬期屋外工事における作業中の採暖時間、降雪待ち時間の増加及び就業時間の減少による実作業時間の短縮等に対する歩掛を補正する場合は下記による。

- (1) 冬期屋外工事の歩掛補正は、工期が10月1日以降に始まり、当該年度の3月31日までにある工事で、かつ、11月1日から、3月31日までの期間が全工期日数の2分の1を超える屋外工事について補正の対象とする。

ただし、下記工種等については適用しない。

- 1) 主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内作業と認められる工事
- 2) 除雪、排雪、コンクリート防寒養生（ただし、コンクリート防寒囲い設置・撤去作業には適用する）、その他屋外作業であっても歩掛が冬期条件下で施工することが前提となっている工事
- 3) 交通誘導警備員

- (2) 歩掛補正は、屋外労務作業に従事する作業員を対象に行うものとし、冬期の特殊現場条件に対し必要となるコンクリートの保温養生費、除排雪費等は、本補正とは別途に必要額を積算する。

- (3) 歩掛の補正は、工事の期間別に次表の割増を標準として行う。なお、仮囲い内の作業の場合は、表1の冬期補正率を1/3に補正して適用する。

表 1 (%)

| 工期末 工期始 | 冬 期 補 正 率 | | | | |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----|
| | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 10月 | 1 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| 11月 | 1 | 3 | 3 | 4 | 3 |
| 12月 | 1 | 4 | 5 | 4 | 4 |
| 1月 | 1 | 2 | 5 | 5 | 4 |
| 2月 | 1 | 2 | 2 | 4 | 3 |
| 3月 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |

例： 工期が12月から2月までの場合の補正率は、4%とする。

- (4) 歩掛の補正は、労務費に対して補正するものとし、次式により冬期補正労務費を積算し、直接工事費及び間接工事費に加算する。

冬期補正労務費＝直接工事費及び間接工事費（積上げ部分）中の補正該当工種労務費×冬期補正率補正後の労務単価は円止めとする。（円未満切り捨て）

- (5) 歩掛の補正の設計変更での取扱いは、「設計図書等作成要領（請負工事編）4-4積算上の留意点」による。

- (6) 橋梁工事等における製作・架設が一体となった工事で、架設の期間が（1）の工期となる場合には、架設のみを対象として歩掛補正をする。

- (7) 主体工事が屋外作業で歩掛補正の対象となる工事と屋内作業が混在する場合にあつては、歩掛補正の対象期間は屋外作業の開始日から屋外作業の終了日までとする。

- (8) ゼロ国債（道債）については契約後すぐに現場施工ができる場合で、11月1日から、3月31日までの期間が全工期日数の2分の1を超える屋外工事について歩掛補正の対象とする。

なお、2月、3月発注工事の着手は4月1日以降を基本とするが、契約後、すぐに着手し無ければなら